

## 規 則

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六十四号

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則（昭和五十六年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改め、「規定する過疎地域」の下に「（同法第三条第一項若しくは第二項又は第十四条第四項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）」を加える。

様式第一号中「㊸」を削る。

様式第二号及び様式第四号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊸」を削る。

様式第五号及び様式第六号中「㊸」を削る。

様式第八号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊸」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則第七条第一項の規定は、令和三年四月一日から適用する。